

令和8年度商工業振興事業 御前崎市サーフタウン構想策定及び推進に関する仕様書

1 事業の名称

令和8年度商工業振興事業 御前崎市サーフタウン構想**策定及び推進**業務委託

2 業務目的

本市は過去にサーフィンやウィンドサーフィン、ボディボードの世界大会が開催された実績があり、マリンスポーツ愛好家の中でも認知度が高い。週末になると大勢のサーフィン愛好家たちが県内外を問わず訪れ、駐車場を埋め尽くしている。

ウィンドサーフィンやボディボードの大会時は、市内経済が潤っただけではなく、住民の記憶の中にも「御前崎＝マリンスポーツの聖地」というイメージを定着させた。御前崎の波を求めて移住する人も多く、市内企業やお茶、漁業といった一次産業に従事しながらマリンスポーツを楽しむライフスタイルも根付いてきている。近年では、移住者の子どもが女子のプロサーファーとなり、世界の舞台で活躍している。

また、本市では、サーフィンをはじめとするマリンスポーツを通じ、海を大切にする文化が育まれており、他市にはないマリンスポーツ教育やライフスタイルも存在している。こうした御前崎に根付き、育まれてきた文化を市の発展につなげていくことは重要と考えている。

一方、市の居住地域と海岸には距離があり、太平洋側一帯の潮の流れが速いといったことも相まって、マリンスポーツが盛んな地域とは知っていても、住民と海との距離感は遠く、気軽に海に遊びに行つてのんびりと時間を過ごすといったことは少ない。

さらに、サーフィン愛好家の多くは長期滞在をするということではなく、ほとんどが日帰りや車中泊で過ごすといった現状で、市内経済を潤すまでには至っていない。

本業務は、高いポテンシャルを秘めた御前崎市の環境を最大限に活かし、従来より本市で育まれてきた文化を軸に、市民だけではなく来訪者のウェルビーイング向上、関係・交流人口の増加、自然と調和した新たな産業創出および地域経済循環の確立を図ることを目的とし、基本方針および市民と事業者を巻き込んだ実行性の高いアクションプランの策定及びその推進を委託するものである。

3 今までの経過

プロポーザルを実施する前に、職員が考えるサーフタウン構想を具現化するワークショップを複数回開催した。マリンスポーツのサーフィンだけにとどまらず、海を大切にする文化といった視点も取り入れるために、「SURF」という言葉のコンセプトとして

(**S**ustainable/**R**esilience/**F**or **F**uture) と意味づけた。ワークショップでの職員の意見をまとめたものは別紙のとおり (参考資料)。

4 履行期間

契約締結日～令和9年2月26日（金）まで

5 委託内容

本構想の策定にあたっては、SURF の各要素（Sustainable／Resilience／For Future）を軸として、

- ・ 本市の地域・観光資源、地域課題、既存施策の把握
※市が提供できるデータについては市より提供するものとする。
 - ➡ 市民・事業者等への意見聴取によるニーズの把握と整理
 - ・ サーフタウン構想の策定
 - ・ 短期・中期・長期の時間軸に沿ったロードマップの作成
 - ・ 実行体制・優先順位・具体施策を示すアクションプランの取りまとめ
- といった点に留意し、実行可能性と持続性を両立する計画にすること。

【業務詳細】

- (1) サーフタウン構想の策定
- (2) サーフタウン構想「アクションプラン」の策定
- (3) ロードマップの作成
- (4) 市民参加・事業者参画の仕組みづくり
- (5) その他提案

上記の内容に加え、本構想の実現に資する取り組みについて、独自の視点による提案がある場合は追加提案も可能。ただし提案にあたっては、本市の地域特性や委託内容の趣旨を踏まえ、実現可能性、波及効果の観点から有効と考えられる事業や施策を具体的に示すこととする。

6 成果物

本業務完了時には、以下に示す成果物を紙媒体及び CD-ROM 等で納品すること。

- (1) サーフタウン構想
- (2) サーフタウン構想「アクションプラン」
- (3) 実行ロードマップ
- (4) 市民・事業者等への意見聴取に関する報告書

※ (1)～(3) はまとめて冊子化できる形式で作成すること。なお、基本構想や基本目標、アクションプランの関係性を当市の第3次御前崎市総合計画 P24 を参考に作成し、同データの中に挿入すること。

7 著作権などに関する事項

本業務を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利はすべて委託者である御前崎市に帰属する。

8 留意事項等

- (1) 本契約履行にあたり、業務に関する市所有の資料は、その必要に応じて受託者に貸与又は閲覧可能とする。
- (2) 受託者は御前崎市情報公開条例を遵守し、業務上知り得た個人情報を適切に取り扱わなければならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 本仕様書に記載なき事項又は業務上疑義が生じた場合は、本市との協議のうえ決定するものとする。